

## 中間前払金制度の導入について

### 1 趣旨

八戸圏域水道企業団が発注する建設工事について、受注者の資金調達の円滑化を図ることで、下請業者への適切な支払や、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的に「中間前払金制度」を導入します。

### 2 中間前払金制度とは

当初の前払金（請負代金額の10分の4以内の額）に加え、工期半ばに前払金（請負代金額の10分の2以内の額）を追加して支払う制度です。

### 3 中間前払金制度の主なメリット

- ・ 工事現場での出来高検査が無く、請求手続は書面のみで行うため、比較的簡単な手続で工事代金を受け取ることができます。
- ・ 円滑な資金供給が図られることにより、資金繰りを改善することができます。

### 4 対象工事

請負代金額が500万円以上で、既に当初の前払金の支払を受けている工事

### 5 認定要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払が行われていないこと。

### 6 債務負担行為又は継続費に係る工事の取扱い

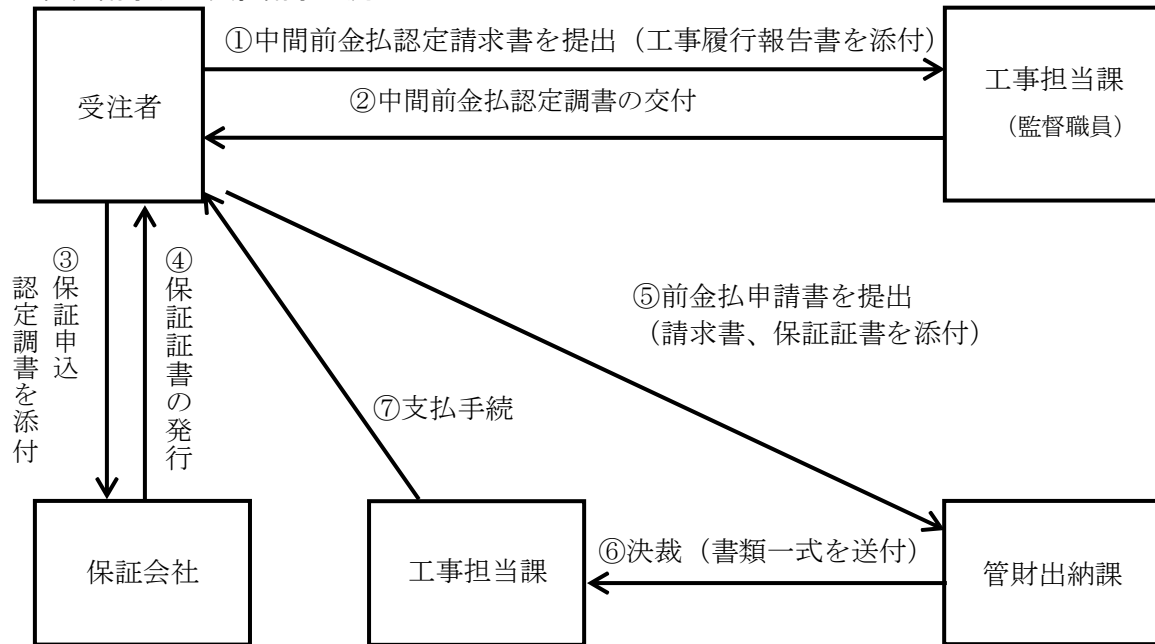
債務負担行為又は継続費に係る工事については、前払金と同様に各年度の支払限度額を対象として中間前払金を請求することができます。

その場合、上記5の要件については、「工期」を「当該年度における工事実施期間」と、「当該工事」を「当該年度における工事」と、「請負代金額」を「当該年度における支払限度額」と読み替えて適用します。

### 7 中間前金払と部分払の選択

1件の工事について、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができ、両方を受けることはできません。ただし、債務負担行為又は継続費に係る契約で工期が複数年度にわたるものや、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、中間前金払を行った場合であっても、出来高部分に応じて年度末に部分払を請求することができます。

## 8 認定請求及び支払請求の流れ



### ① 認定の請求

受注者は工事担当課（監督職員）に対して、中間前金払認定請求書、工事履行報告書を提出してください。

### ② 認定調書の交付

工事担当課（監督職員）は、認定要件を満たしているか調査（原則として「工事履行報告書」による書面確認とし、現地確認は行わない。）を行い、その結果、認定要件を満たしている場合は、原則7日以内に、中間前金払認定調書により受注者に通知します。

### ③ 保証申込

受注者は、中間前金払認定調書（写し）を添えて、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

### ④ 保証証書の発行

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、中間前払金の保証証書を発行してもらいます。

### ⑤ 中間前払金の請求

受注者は保証事業会社から中間前払金の保証証書の発行を受けた後、前金払申請書に当該保証証書（正本・写し）、請求書を添えて管財出納課に提出します。

### ⑥ 中間前払金の請求

管財出納課は提出書類一式を確認（決裁）後、工事担当課に送付します。

### ⑦ 中間前払金の支払

請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

## 9 実施時期

平成31年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用します。